

新規就農の手引き

四国中央市版



令和8年6月

四国中央市農業振興センター



目次

就農までのみちすじ	1
I 農業を始めるに当たって	
1 農業を始めるに当たっての心構え	2
2 どこで、どんな農業をやりたいのか	2
3 四国中央市の就農相談窓口	3
II 新しく農業を始めるための基礎知識	
1 農業はどのくらいお金がとれるの	4
2 作物別にどのような資本装備が必要か	5
3 認定新規就農者制度と青年等就農資金	6
4 主な農業制度資金	8
5 新規就農対策（就農準備資金・営農インターン推進事業・経営開始資金・経営発展支援事業）	10
III 農業を始めるための準備	
1 技術の習得	17
2 農地の確保	
（1）農地の取得・賃借	19
（2）農地中間管理機構	20
3 関連情報	
（1）住宅の確保	21
（2）就農後の仲間づくり	21
（3）家族経営協定	25
（4）農業保険・収入保険制度	26
（5）農業経営サポート制度	27
（6）認定農業者制度	28
（7）農産物の販売方法	29
IV 参考	
・四国中央市の農業概況	30
・データでみる四国中央市の農業	31
・四国中央市の安定的な農業経営の指標	32
・四国中央市の農業支援策	36
・関係機関HP	37
・四国中央市関係機関一覧	37
・あとがき	38

就農までのみちすじ

農業という職業を選択したいあなたに…就農までのみちすじを紹介します。

農業をやりたい

「将来、農業をやりたい」と思った日からその準備が始まります

参考項目

農業についての学習・就農相談

- ・農業を始めるに当たっての心構え (P 2)
- ・どこで、どんな農業をやりたいのか (P 2)
- ・就農相談窓口 (P 3)

家族とよく相談し、先輩農業者や就農相談窓口にご相談しましょう。
特に、実家が非農家の方（新規参入者）は、農業体験等を通して農業の適性を判断して下さい。

自分の経営目標の明確化

- ・農業はどのくらいお金がとれるの (P 4)
- ・作目別にどのような資本装備が必要か (P 5)
- ・認定新規就農者制度と青年等就農資金 (P 6～7)
- ・主な農業制度資金 (P 8～9)
- ・新規就農対策 (P 10～16)

どこで、何を、どれくらいの規模で作付するのか目標とする経営像を描きます。親・親戚・知人、研修受入農家等の農業経営を参考としましょう。相談窓口も応援します。

技術の習得

- ・研修機関 (P 12～14)
- ・技術の習得 (P 17～18)

目標とする経営を実現するために必要な技術を習得します。

資金の活用

施設・機械の確保

農地の取得

- ・資金の調達 (P 8～9)
- ・農地の確保 (P 19～20)

農業経営を開始するのに必要な資金を借り入れます。
規模拡大や農業経営を開始するための農地の取得（借入等）や施設・機械等を整備します。

就農

- ・関連情報（住宅の確保等）(P 21)
- ・仲間作り (P 21～24)

就農先に定住し農業を始めます。
就農後も生産技術や経営改善等相談窓口にご相談しましょう。

I 農業を始めるに当たって

1 農業を始めるに当たっての心構え

(1) 農業に対する自分の本当の気持ちを冷静に見つめる。

あなたが、農業をやりたいと考えた動機は何ですか？

- 無農薬の農産物を食べたいから
- 会社勤めより楽しそうだから
- 田舎の暮らしに憧れるから

などという理由であれば、もう一度考え直してください。

農業という職業で成功するには、多くの努力を必要とします。農業は自然が相手であり、思いもよらない事態が数多く発生します。また、1つの会社と同じですから、栽培技術のみならず消費の動向までも把握した経営手腕が問われます。

短絡的な思いつきや、現実逃避型の就農では、家族や周囲の農家に迷惑をかけるだけで終わってしまいます。



(2) 明日から、農業者（経営者）になれると思いますか。

サラリーマンの場合には、「明日から出社してください」と言われるとすぐにそこの社員となり、1ヵ月後には給料をもらうことができます。農業の場合には、「明日から農業をやるぞ」とどんなに意気込んでも、決して農業者にはなれません。

まず、必要な農業技術の習得と資金や農地、機械・施設が確保できて初めて農業経営が開始できます。それらの装備を整えるには、多額の資金が必要です。ただし、所得を得るには、稲作や1年生作物のほとんどが、播種から収穫まで6ヵ月程度は必要です。

(3) 特に、新規参入希望者の方に心していただきたいこと。

親の農業経営を継ぐのと違い、ゼロからのスタートですから、初期の設備投資に相当なお金が必要となります。いろいろな制度資金を活用したとしても、ある程度の自己資金は必要です。また、生活資金も作目によって異なりますが、概ね2～3年分を目安に準備しておきたいものです。

また、これまでのサラリーマン生活と一変し、家族単位で農業をすることになりますので、家族や子供の協力が得られるよう、事前に十分な話し合いが必要です。併せて、周囲の生活環境も一変することを考慮に入れておいてください。

2 どこで、どんな農業をやりたいのか

一口に農業をやりたいといっても、作目の選定や作り方、農地はどうするのか、など選択肢は無数です。

■どんなところで？

山間地域、平坦地域、海岸地帯、具体的な市町は……？

■何を？

作物：水稲、麦、大豆など

果樹：みかん、キウイフルーツ、かき、いちじく、ぶどうなど

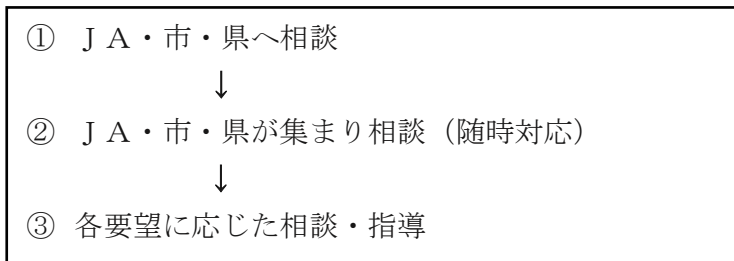
野菜：さといも、やまのいも、トマト、きゅうり、なす、いちご、たまねぎ、レタスなど

花き：花木、バラ、キク、ユリ、デルフィニウムなど

畜産：養鶏、養豚、繁殖牛、肥育牛、乳用牛、ブロイラーなど

3 四国中央市の就農相談窓口

<相談の流れ>



<就農相談 問い合わせ先>

※相談は随時受け付けておりますので、ご連絡ください。

名 称	住所及び電話番号
四国中央市農業振興センター (四国中央市農業振興課)	〒799-0422 四国中央市中之庄町 1684-16 TEL : 0896-28-6323 FAX : 0896-28-6126
うま農業協同組合 営農指導販売課	〒799-0422 四国中央市中之庄町 1684-4 TEL : 0896-24-2311 FAX : 0896-24-2622
東予園芸農業協同組合宇摩支部	〒799-0712 四国中央市土居町入野 79 TEL : 0896-74-3233 FAX : 0896-74-6676
株式会社 J A ファームうま	〒799-0724 四国中央市土居町蕪崎 690 TEL : 0896-22-4881 FAX : 0896-22-4882
おざき農園合同会社	〒799-0432 四国中央市豊岡町大町 1912 TEL : 090-1171-3540
愛媛県東予地方局農業振興課 四国中央農業指導班	〒799-0422 四国中央市中之庄町 1684-4 TEL : 0896-23-2394 FAX : 0896-24-3697



〈就農が決まったら、各種研修会等にご案内します〉

Ⅱ 新しく農業を始めるための基礎知識

1 農業はどのくらいお金がとれるの

参考までに、下表を示します。この表はいわば優良モデルの数値と理解してください。
新規就農者の皆さんは、これよりも厳しい数字を見込む必要があります。

○主要作物別経営試算

収量は10a・飼養規模当たり、単価はkg・本当たり

区分	作目	収量 (kg・本/10a)	単価 (円/kg・本)	販売金額A (円)	変動費B (円)	限界収益 A-B(円)	労働時間 (時間)
作物	水稲(早期)	480	190	91,200	51,000	40,200	18
	水稲(普通)	540	180	97,200	53,000	44,200	20
野菜	さといも	3,500	150	525,000	237,700	287,300	175
	やまのいも	1,800	520	936,000	350,000	586,000	240
果樹	いよかん	3,000	180	540,000	120,000	420,000	150
	みかん	2,500	120	300,000	100,000	200,000	180
	キウイフルーツ(Hayward)	2,500	380	950,000	230,000	720,000	200
花き	ピットスポラム	8,500	76	646,000	150,000	496,000	200
	ヒムロスギ(クリスマス用11~12月出荷)	14,900	84	1,251,600	150,000	1,101,600	200
畜産	酪農(搾乳牛1頭)	8,884	103	915,052	675,000	240,052	111
	肉牛(肥育)・(肥育牛1頭)	480	2,800	1,344,000	1,255,000	89,000	52
	肉牛(繁殖)・(子牛1頭)	1	588,000	588,000	367,000	221,000	121
	養豚(1頭)	74	480	35,520	30,000	5,520	3
	養鶏(採卵)・(100羽)	1,800	200	360,000	261,000	99,000	27

※農業所得は、限界収益から固定費(主に減価償却費)を差し引いたものです。

※変動費とは、種苗費・肥料費・農薬費・動力光熱費・雇人費・販売費など生産量に応じて変動する費用です。

※さといも: ¥84,000、やまのいも: ¥180,000の種子代を含んでいます。2年目以降は自家採取が可能です。

※ピットスポラム、ヒムロスギは、初年度に必要な苗代、(防草シート代)は含んでいません。苗は挿し木で準備することも可能です。

○他産地の作物別経営試算(参考)

収量は10a・飼養規模当たり、単価はkg・本当たり

区分	作目	収量 (kg・本/10a)	単価 (円/kg・本)	販売金額A (円)	変動費B (円)	限界収益 A-B(円)	労働時間 (時間)
野菜	青ねぎ(冬春)	2,000	300	600,000	356,000	244,000	110
	夏秋きゅうり	8,500	150	1,275,000	590,000	685,000	780
	いちご(施設)(高設栽培)	4,500	950	4,275,000	1,450,000	2,825,000	1,860
	キャベツ	5,000	75	375,000	134,000	241,000	90
	ブロッコリー	1,000	280	280,000	127,000	153,000	115
	ほうれんそう	1,800	320	576,000	150,000	426,000	180
	たまねぎ	5,000	75	375,000	85,000	290,000	150
果樹	不知火	3,000	240	720,000	140,000	580,000	260
	愛媛果試第28号(紅まどんな・施設)	3,000	700	2,100,000	350,000	1,750,000	300
	甘平	2,000	500	1,000,000	140,000	860,000	250
	甘平(施設)	2,000	1,000	2,000,000	140,000	1,860,000	250
花き	ユーカリ	13,000	80	1,040,000	150,000	890,000	200

※夏秋きゅうりはアーチ代 ¥430,000(目安)が別途必要になります。

※ユーカリは、初年度に必要な苗代、(防草シート代)は含んでいません。苗は播種して準備することも可能です。

※施設栽培のハウス代は含まれていません。次ページの一覧表を参考して下さい。

2 作目別にどのような資本装備が必要か

あくまで参考程度にとどめて下さい。この他就農時には小農具など（10万円以下の農機・資材）が必要です。

普通作（水稻）の資本装備例

必要な施設・機械	規格	数量	金額（円）	耐用年数（年）	減価償却費（円）
作業場兼収納庫	33㎡	1			
軽トラック（4駆、MT）		1	1,400,000	4	350,000
乗用トラクター	25PS	1	3,700,000	7	528,571
田植機5条（乗用型）		1	3,100,000	7	442,857
動力噴霧器	6PS	1	300,000～ 1,000,000	7	42,857～142,857
コンバイン（3条刈）		1	5,500,000	7	785,714

露地野菜の資本装備例

必要な施設・機械	規格	数量	金額（円）	耐用年数（年）	減価償却費（円）
作業場兼収納庫	33㎡	1			
軽トラック（4駆、MT）		1	1,400,000	4	350,000
乗用トラクター	25PS	1	3,700,000	7	528,571
管理機		1	350,000	7	50,000
動力噴霧器	6PS	1	300,000～ 1,000,000	7	42,857～142,857
〈さといも用〉					
マルチャー	アタッチメント	1	900,000	7	128,571
掘り取り機	アタッチメント	1	800,000	7	114,286
根切機		1	300,000	7	42,857

果樹作の資本装備例

必要な施設・機械	規格	数量	金額（円）	耐用年数（年）	減価償却費（円）
作業場兼収納庫	33㎡	1			
軽トラック（4駆、MT）		1	1,400,000	4	350,000
動力噴霧器	6	1	300,000～ 1,000,000	7	42,857～142,857
クローラ運搬機（500kg）		1	700,000	7	100,000
キウイフルーツ、ぶどう等の棚※	10a 当たり		1,400,000	14	100,000

※防風ネット、灌水設備、施工費は除いています。

果樹の育成価格

（10a当たり）

必要な施設・機械	育成期間（年）	育成価格（円）	耐用年数（年）	減価償却費（円）
うんしゅうみかん樹	7	498,000	28	17,786
いよかん樹	7	324,000	30	10,800
キウイフルーツ樹	3	274,000	22	12,455

年償却額 = 育成価額 / 耐用年数

3 認定新規就農者制度と青年等就農資金

【認定新規就農者制度】

認定新規就農者制度とは、これから農業を始めようとする方が、自らの農業経営に関する目標や営農計画、必要な施設・機械等についてまとめた青年等就農計画の認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対して、資金や農地集積に関して重点的に支援するというものです。

(1) 対象者

その市の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等。

具体的には、以下の通り。

- ・ 青年（原則 18 歳以上 45 歳未満）
- ・ 知識・技能を有する者（65 歳未満）
- ・ 上記の者が役員を過半を占める法人

※農業経営を開始してから一定期間（5年）以内の者を含み、認定農業者を除く。

（認定農業者とは、生産規模の拡大や経営管理の合理化などについて記載した農業経営改善計画を作成し、市町から認定を受けた者）

(2) 青年等就農計画の認定要件

- ・ 計画が市町の基本構想に照らして適切であること
- ・ 計画が達成される見込みが確実であること 等

(3) 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金（無利子融資）
- ・ 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
- ・ 農地集積の促進
- ・ 農業者年金

青年等就農計画の認定の流れ

①市・県へ相談



②青年等就農計画を作成し、市へ提出



③市が基本構想に照らして同計画を審査



④市から当該計画申請者へ認定を通知



⑤認定新規就農者となる

（JA・市・県等関係機関により、計画達成をフォローアップ）

認定新規就農者になるために必要な提出書類

認定新規就農者になるために必要な提出書類

項目	内容
申請書	申請書（様式第1号）
計画書	青年等就農計画（様式第2号）
収支計画	収支計画（様式第3号）
その他	必要に応じて提出する書類

< 青年等就農計画 >

認定新規就農者になるために必要な提出書類

項目	内容
収支計画	収支計画（様式第3号）
その他	必要に応じて提出する書類

< 収支計画 >

【青年等就農資金】

(1) 対象者

「認定新規就農者」：新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人

(2) 資金の使い道

- ・施設・機械

農業生産用の施設・機械のほか、農産物の生産、流通、加工施設や販売施設も対象となる。

- ・果樹・家畜等

家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象となる。

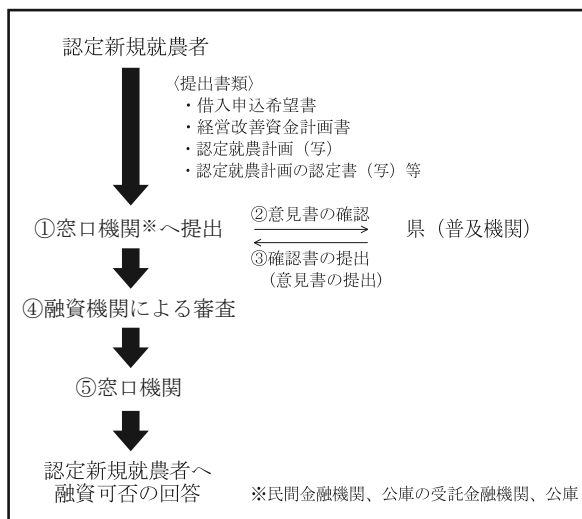
- ・借地料等の一括払い

農地の借地料や施設・機械のリース料等の一括払い。

※農地の取得費用は対象外。

- ・その他の経営費

経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となる。



(3) 融資条件（令和6年4月現在）

- ・融資期間：17年以内（うち据置期間5年以内）
- ・融資限度額：3,700万円（特認1億円） ※最低限度額50万円
- ・金利：無利子（借入全期間にわたり無利子）
- ・担保：原則として融資対象物件のみ
- ・保証人：原則として個人の場合は不要。法人の場合に必要な場合は代表者のみ



< 東予地方局農業振興課主催の就農初期農業者研修会 制度資金・就農計画編 >

4 主な農業制度資金

現在の金利はこちら
愛媛県農業経済課 HP



主な資金の種類と融資条件（令和8年度）

資金の種類	融資限度額	融資対象	返済期間	融資機関
青年等就農資金	3,700 万円	施設・農機具資金、 長期運転資金	17 年以内 うち据置期間 5 年以内	日本政策金融公庫
農業近代化資金 (認定新規就農者の場合)	個人：1,800 万円 法人・団体：2 億円 *融資率：80% 以内	施設・農機具資金、 長期運転資金	原則 20 年以内 うち据置期間 7 年以内	農協・銀行・ 信用金庫
経営体育成強化資金 (認定新規就農者の場合)	個人：1 億 5,000 万円 法人：5 億円 *融資率：80% 以内 *青年等就農計画に従って行う 農地等の取得は 1,000 万円まで 融資率 100%	農地等取得資金、 施設・農機具資金、 長期運転資金	25 年以内 うち据置期間 3 年以内 *青年等就農計画に従って行う 農地等の取得は据置期間 5 年以内	日本政策金融公庫
農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金) (認定農業者の場合)	個人：3 億円 法人：10 億円	農地等取得資金、 施設・農機具資金、 長期運転資金	25 年以内 うち据置期間 10 年以内	
農業経営改善促進資金 (スーパーS 資金) (認定農業者の場合)	個人：500 万円 法人：2,000 万円	短期の運転資金	1 年以内	農 協

【注意】

- ・青年等就農資金は、実質無担保・無保証人制度による融資。農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画の認定を受けたものが貸付対象。青年等就農計画の対象者は、青年（原則 18 歳以上 45 歳未満）、知識・技能を有する者（65 歳未満）、これらの者が役員の過半を占める法人。農業経営を開始してから 5 年以内のものを含み、認定農業者は除く。
- ・貸付条件や貸付対象者等により借入できない場合もあるので、窓口機関等で相談の上申込手続きを行ってください。

【借入の際に注意すべきこと】

- ① 事前着工はできません：借入前に事業を行っていたり、すでに事業が完了したりしている場合は借入ができません。
- ② 目的外使用はできません：借入れた資金の申し込みの際の計画と異なる事業に使用することはできません。計画変更があった場合は融資機関等に必ず連絡してください。
- ③ 融資審査の可否について：融資については、融資機関が計画の内容について審査を行い、可否判断を行います。よって借入申し込みを行っても、資金を借入れられない場合があります。
- ④ 借入までの期間について：申込書の提出から融資審査まで通常約 1 か月半かかりますので、資金が必要な時期を考え、早めに近くの融資機関または、地方局農業振興課・農業指導班に相談してください。

5 新規就農対策

就農準備資金

申請窓口：県東予地方局農業振興課 ※研修機関を通じて申請

概要：年間 165 万円（原則最長 2 年間）の資金を交付

農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援します。

○給付者の主な要件（全て満たす必要があります）

- ① 就農予定時の年齢が 49 歳以下であり、次世代を担う農業経営者となることについて強い意欲を有していること
 - ② 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指すこと
 - ・独立・自営就農を目指す者については、就農後 5 年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること（農地の所有権・利用権等を有していること。主要な農業機械・施設を所有又は借りていること。生産物や資材等を自分の名義で出荷・取引すること。売上や経費の支出を自身の通帳・帳簿で管理すること。自身が経営の主宰権を有していること。）
 - ・雇用就農：農業法人等への就職
 - ・親元就農を目指す者については、就農後 5 年以内に経営を全て継承する、農業法人の共同経営者になる又は、独立・自営就農し認定農業者又は認定新規就農者になること
 - ③ 県が認めた研修機関で、概ね 1 年以上かつ概ね年間 1,200 時間以上研修すること
 - ④ 研修先と常勤の雇用契約を締結していないこと
 - ⑤ 生活保護、求職者支援制度など生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
 - ⑥ 承認申請時の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則 600 万円以下であること
 - ⑦ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること など
- ※すべての要件を満たした上で申請が可能で、その後に、面談・審査を行い、予算の範囲内で決定するため、交付対象者になれないこともあります。

○以下の場合には返還の対象となります。

- ① 適切な研修を行っていない場合
- ② 研修終了後 1 年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合
- ③ 独立・自営就農した者が就農後、又は親元就農した者が、独立・自営した場合の経営開始後 5 年以内に、認定農業者または認定新規就農者にならなかった場合
- ④ 親元就農した者が従事 5 年以内に親族の経営を全て継承しなかった、法人化している場合は親と共同経営者にならなかった、又は親の農業経営とは別に新たな部門で独立・自営しなかった場合
- ⑤ 交付期間の 1.5 倍（最低 2 年）の期間、独立・自営就農、雇用就農または親元就農を継続しなかった場合
- ⑥ 研修中の研修状況報告及び就農後の 1.5 倍又は 2 年間のいずれかの長い期間以内の就農状況報告を定められた期間以内に行わなかった場合 など

営農インターン推進事業

申請窓口：四国中央市

概要：年間 90 万円（原則最長 2 年間）の資金を交付

新たに就農（独立・自営就農）しようとする研修生の就農に向けた研修支援をします。

○給付者の主な要件（全て満たす必要があります）

- ①農業経営に対し、十分な意欲と熱意を有していること。
- ②将来の農業経営に計画性、収益性を有していること。
- ③研修生としての自覚・責任を有していること。
- ④研修終了後 1 年以内に原則 65 歳未満で独立・自営就農すること。

独立・自営就農とは自ら農地の所有権又は利用権（特定農作業受委託契約を締結したものを含む。）を有し、さらに農業用機械・施設を所有又は借受け、自らが経営の主宰権をもって農業経営を行うこと。

⑤県が認めた研修機関で、概ね 1 年以上 2 年以内研修すること

⑥過去に国や県の研修支援に係る補助金等を受けていないこと

⑦県、市町、研修機関等が主催する地域及び農業振興を目的とする事業に積極的に参加し、協力すること。

⑧研修生が外国人の場合は、永住権を有していること、又は日本人の配偶者等で農地を借入れることができる者など継続した農業経営が可能と見込まれる者であること。

⑨研修期間中の農作業事故等に備え、傷害保険等に加入することが確実な者。

○以下の場合返還の対象となります。

次に掲げる事項に該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情としてえひめ農林漁業振興機構理事長（以下、理事長）が認める場合はこの限りでない。

①一部返還

次に掲げる事項に該当した時点が既に交付した補助金の対象期間中である場合、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む）の補助金を月単位で返還する。

ア 研修を途中で中止した場合

イ 研修を途中で休止し 1 年以内に研修を再開したかった場合

ウ 1 の営農インターン推進事業の対象となる研修生の要件を満たさなくなった場合

エ 理事長が適切な研修を実施していないと認めた場合

②全部返還

ア 研修終了後、1 年以内に独立・自営就農しなかった場合。

イ 就農後、3 年以上独立・自営就農を継続しなかった場合。

愛媛県が認める研修機関

(令和8年2月2日時点)

- 1 農業大学校（総合農学科・アグリビジネス科）
- 2 農林水産研究所（同研究所研修事業実施要領に定める研修場所）
 - 農林水産研究所 ○果樹研究センター ○果樹研究センターみかん研究所 ○畜産研究センター
 - 養鶏研究所
- 3 地方局農業振興課地域農業育成室及び支局地域農業育成室（各室研修事業実施要領に定める研修場所）
 - 今治支局地域農業育成室岩城駐在
 - 中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室久万高原駐在
 - 南予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室鬼北駐在
- 4 知事が認定している農業指導士（60名）及び名誉農業指導士（68名）
- 5 保有する農用地、施設等を利用して農業の技術及び経営方法を実施に習得するための研修を行う市町研修機関、市町公社、農業協同組合、農業協同組合が議決権の過半を占めるJA出資型法人
 - 久万高原農業公社 ○鬼北町農業公社 ○松野町農林公社
 - 県下各農業協同組合（JA東予園芸を除く）
 - 株式会社JAファームうま（四国中央市） ○株式会社ファーム咲創（今治市）
 - 株式会社Pi-Nokyo たいき（大洲市）
- 6 概ね10年以上の営農経験を有し、地域の水準以上の経営実績を上げているなど優れた経営を行いつつ、研修受け入れ体制が整っているものとして県が認定する農家、組織経営体

研修機関	所在地	主な技術	認定期間
有限会社芽野歌	今治市	落葉果樹、野菜類	R2.7.10～
株式会社OCファーム暖々の里	松山市	野菜類、柑橘	R2.7.29～
農事組合法人妙口原生産組合	西条市	水稲、麦、大豆及び野菜	R2.10.6～
有限会社エコファーム内子	内子町	施設野菜、落葉果樹	R2.11.20～
株式会社ブルーレモンファーム	上島町	柑橘	R4.3.1～
杉野 等	松山市	施設果樹、露地果樹	R4.3.1～
農事組合法人 ななおれ梅組合	砥部町	果樹(梅)	R5.1.31～
福岡 大樹	伊予市	水稲、果樹、野菜	R5.3.28～
農事組合法人川根集落営農組合	西条市	水稲、野菜、果樹	R6.4.2～
山内 直子	宇和島市	柑橘	R7.8.13～
ゴールドラッシュ株式会社	松山市	落葉果樹	R7.10.31～
おざき農園合同会社	四国中央市	野菜、果樹、水稲	R8.2.2～

- 7 国（独立行政法人含む）の研修施設及び試験県有施設において研修生を受け入れている機関
- 8 公益財団法人国際農業者交流協会が行う農業研修生海外派遣事業の研修先
- 9 他の都道府県が認める農業研修機関



意欲ある農業後継者・新規就農者募集

JAファームうまで 農業を始めませんか!

- 年齢50歳迄
- 農業後継者
- 新規就農希望者
- JAうま管内に居住の方
- JAうま管内に移住見込みの方

対象者



毎月第2
水曜日



予約が
必要です

相談会開催!

あなたの就農をJAうま・JAファームうまが応援いたします!

JAがバックアップ

就農までの

Hop Step Jump

Hop

栽培技術や経営知識等を身につける

Step

就農準備(各種補助事業等の支援)

Jump

就農後も規模拡大などの支援継続

お問い合わせは下記まで

農地所有適格法人 株式会社 JAファームうま
〒799-0701 愛媛県四国中央市土居町 蕪崎 690
電話 0896-22-4881 担当:戸田

うま農業協同組合 営農経済部 営農指導販売課
〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町1684-4
電話 0896-24-2311

おざき農園合同会社で 農業を始めませんか！

～ J A うま 2025 年 2 月号より～



特集

地域の農業者で切磋琢磨して、持続的な生産の実現を

土居町 尾崎嘉寿さん

管内土居町で、主にカブや特産のサトイモなどを栽培する尾崎嘉寿さん(42)。関東で大規模にカブを生産する農業法人に約10年間勤務し、カブの栽培や取引先への営業、栽培指導などの仕事に従事しました。6年程前にUターンし、実家の農業を引き継ぎ就農。会社で得た栽培技術を土台に、品質の良いカブを供給したいとカブの栽培に力を入れてきた尾崎さん。カブを主力品目として経営を拡大。春まきと秋まきのカブ合わせて6畝を栽培しています。

気候変動の影響で、特に春夏作の作物の管理が難しくなったと尾崎さん。昨年は、例年の暑さを上回る猛暑日が長く続いたことで8月に発芽した苗が枯れてしまったり、9月には、ハスモンヨトウの大量発生で広範囲に被害が出たりと大きな被害があったそう。厳しい暑さで作物の根が弱ってしまったため通常の肥料だけでは改善できないと考え、高温や栄養素の欠乏などの非生物ストレスを抑制する「BS資材(バイオステイミュラント)」を導入。次年度産のカブの栽培では、8月の発芽後の生育初期段階に地温を緩和するため、マルチシートの活用を検討していると言います。

J A うま管内の若手農業者らで構成する組合員組織(U A P・宇摩農業振興倶楽部)に所属するほか、個人的にも集まりを作り、栽培技術など農業に関する情報共有や勉強会、新規就農した農家に生産・販売面でアドバイスや支援を行うなど農業振興に向けて積極的に活動しています。「気候変動の影響で年々生産現場は困難を極めている。産地を維持していくためにも、個々の技術を共有するなど地域間で協力していくことが今後重要だ」と話す尾崎さん。「失敗しても、次に繋がる。何が良かったのか、ダメだったのかを見極めるためにも失敗を恐れずに挑戦することが大切」と、将来は地域の中心的な農業者になるという目標に向かって、果敢な姿勢で歩みを進めています。

お問い合わせは、おざき農園合同会社まで。

〒799-0432 四国中央市豊岡町大町 1912 TEL : 090-1171-3540

経営開始資金

申請窓口：四国中央市

概要：年間最大 165 万円（最長 3 年間（経営開始後 3 年度目分まで））の資金を交付

○給付者の主な要件（全て満たす必要があります）

- ① 独立・自営就農時の年齢が 49 歳以下の認定新規就農者であること
次世代を担う農業者となることについて強い意志を有していること
- ② 独立・自営就農であること
 - ・農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - ・主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
 - ・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - ・経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
 - ・交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- ③ 親族の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承し、かつ新規参入者と同等のリスク（新規作物の導入や経営の多角化等）を負うと市に認められること
- ④ 就農する市の「目標地図」に位置づけられていること（見込みも可）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ、雇用就農資金（農の雇用事業）による助成を受けたことがないこと。
- ⑥ 申請時及び交付期間中の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則 **600 万円以下**であること
- ⑦ 園芸施設共済の引き受け対象となる施設を有する場合は、園芸施設共済等に加入していること（見込みも可）

※すべての要件を満たした上で申請が可能で、その後に面談・審査を行い、予算の範囲内で決定するため、状況によっては交付対象者になれないこともあります。

○以下の場合には資金の停止・返還対象となります。

- ① 原則、前年の世帯所得が 600 万円を超えた場合
- ② 就農状況の現地確認等により、青年等就農計画を達成するために必要な作業を怠るなど、適切な農業経営を行っていない場合
- ③ 就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合
- ④ 虚偽の申請等を行った場合 など
- ⑤ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

※各種事業の要件等詳細については、申請前に
就農相談窓口や申請窓口に必ずご相談ください。



<経営開始資金現地確認>

経営発展支援事業

申請窓口：四国中央市

概要：就農後の経営発展のために、機械や施設等導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）

補助対象事業費：上限額 1,000 万円（経営開始資金の交付対象者は上限 500 万円）

補助率：国の補助上限 1/2 ※都道府県支援分の 2 倍を国が支援（例：国 1/2、県 1/4、本人 1/4）

○交付対象者の主な要件（全て満たす必要があります）

① 就農時の年齢が 49 歳以下の認定新規就農者であること

次世代を担う農業者となることについて強い意志を有していること

② 令和 7 年度以降に新たに農業経営を開始し、独立・自営就農であること

（※農業経営開始時期については直近の情報を確認してください）

- ・農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
- ・主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借り入れていること
- ・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
- ・経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
- ・交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること

③ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承し、かつ継承する農業経営の現状の所得、売上げもしくは付加価値額を 10% 以上増加させる、又は生産コストを 10% 以上減少させる計画であると市に認められること

④ 就農する市の「目標地図」に位置づけられていること（見込みも可）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること

⑤ 本人負担分について、金融機関から融資を受けること（青年等就農資金を活用可）

⑥ 就農する地域における地域の農業の担い手として、地域のコミュニティへ積極的な参加に努め、地域の農業の維持、発展に向けた活動に協力する意思があること

○助成対象

- ・機械・施設等ごとに 50 万円以上（税込）であること
- ・事業の対象となる機械等は、法定耐用年数がおおむね 5 年以上 20 年以下であること。中古の場合は中古資産耐用年数が 2 年以上のものであること。
- ・原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと
- ・事業の対象となる機械等はあらかじめ立てた計画の成果目標に直結するものであること
- ・事業の対象となる機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること



Ⅲ 農業を始めるための準備

1 技術の習得

えひめ農業未来カレッジ（愛媛県立農業大学校）では、就農希望者・農業者及び一般の方を対象とした農業者キャリアアップ講座を下記のとおり実施します。詳しくは、研修担当までお問い合わせください（電話：089-977-3261、FAX:089-977-5410）

以下は、令和8年度分です。

① 農業DX公開講座

対象者	内 容	開催時期等
農業者及び関係機関、 学生等 50人	デジタルツールやスマート農機を活用し、農作業の省力化やコスト低減を図り、安定的に高品質・高収量を確保することができる高度農業人材を育成する。	6月～2月 年間6回

② 農業担い手育成塾

対象者	内 容	開催時期等
【初心者コース】 農業に関心があり、愛媛県内で農業を始めた人 10人	基礎的な農業（主に野菜）の知識、技術を習得するための講義・実習（野菜栽培、土壌肥料、病虫害防除、野菜栽培実習、機械実習等）	6月～2月 年間10回
【担い手育成コース】 ○果樹コース ○野菜コース 新規就農者、就農予定者 20人	実践的な農業の知識や栽培技術を習得するための講義・実習（野菜（果樹）栽培、土壌肥料、病虫害防除、農業経営、農業機械、農作業安全、農産物流通、環境保全型農業、鳥獣害対策、農地制度、農業経営、GAP基礎、農業DX、先進農家視察、野菜（果樹）栽培実習、農業機械実習等）	6月～2月 年間25回

③ エヒメアグリミートアップ講座

対象者	内 容	開催時期等
【就農サポート支援】 ひめカレ学生、JA等 研修機関の研修生 50人	就農に向けた就農前スタートアップ、品目別就農準備、就農等事例調査、就農予定者の就農計画報告会の実施	年間4回
【農業経営力アップ支援】 ひめカレ、研修機関卒業 業若手農業者等 20人	経営発展に向けた課題の抽出と専門家との相談、DX実践者やカリスマ経営者からのアドバイス、受講生の経営発展計画報告会の実施	年間6回

④ 農業機械士養成研修

対象者	内 容	開催時期等
農業機械の利用者等 20人	主要農業機械の構造及び取扱方法・点検整備・効率利用、農作業安全等の基礎知識、4サイクルガソリンエンジンの分解・組立に関する知識・技能を習得するとともに、大型特殊自動車運転免許(農耕車限定)を取得する。	【学科】 1月上旬 4日間 【実技】 1月中下旬 約6日間

⑤ スマート農機活用体験研修

対象者	内 容	開催時期等
学生、農業者 40人	新規に開発された農業機械に関する技術内容や利用方法について、開発メーカーや販売会社の協力のもと、実機を用いた研修を実施する。	2月上旬



<東予地方局農業振興課主催の就農初期農業者研修会 病虫害防除対策・農業機械>

2 農地の確保

(1) 農地の取得・賃借

農業を始めるためには、まず農地が必要となりますが、農地は農地法により、自由に売買したり、賃貸したりすることができません。農地の取得（借入）を希望する場合は、希望する農地の所在する農業委員会の許可（届出）が必要です。

① 農地の絞り込み

取得（借入）する農地を探す場合は、地域の世話役・農家の相談役である農業委員や農地利用最適化推進委員に相談してみましょう。農業委員会でも、遊休農地や貸付希望農地等の情報を保有している場合がありますので、問い合わせてください。また、地元JAでも相談に乗ってもらえます。

書類上で条件にあった土地が見つかったとしても、すぐには決定せず、何回も足を運び、実際に現地をよく確認することも必要です。遊休農地となっているものには、日当たりが悪い、水はけが悪い、または水が来ない、ほ場までの耕作道が未整備で、機械が侵入できないなど、何らかの事情があるものが多いようです。

就農予定地が決まったら、研修先の農家や法人、市、JAに相談しましょう。

自らが作付したい作物を考慮に入れ、適地適作をもとに農地を選ぶことが重要です。

② 心得ておきたいこと

農地の賃借や売買は、法律や制度により、事務的に処理ができるようになっていますが、実際に、貸す側としては、貸した後に農地がどのような使われ方をするのか、周囲の農家とのあつれきを生じないか、きちんと返してもらえるのかなど、相手を十分に知り得ない状況では、なかなか貸す決心がつきにくいものです。貸手に、自分の人となりを理解してもらい、懇意になることも必要かと思われまます。また、賃借料等について、周りの状況を調べる等の配慮が必要です。

③ 農地を取得、借りたいとき

耕作目的で、農地を買ったり、借りたりする場合には、農地法第3条等に基づいて、農業委員会に許可を受けることが必要となります。

農地をすぐに取得することは困難ですので、早めの相談や地域の選定が必要です。

農地法第3条による許可申請

主な許可要件（個人の申請）は次のとおりです。

(ア)申請にかかる農地を含め、買う農地または借りている農地の全てを効率的に耕作すること。

(イ)申請者等が、農作業に常時従事すること。

(ウ)申請にかかる農地の周辺農地の利用について、悪い影響を与えないこと。

■詳しくは農業委員会事務局へご相談ください。

【お問い合わせ先】

四国中央市農業委員会事務局

四国中央市中之庄町 1684-16

TEL : 0896-28-6050

(2) 農地中間管理機構

農地中間管理機構は、農地を貸したい人から農地を借り受け、規模拡大を進める農業者に農地を貸し付ける「農地の中間的受け皿」組織です。

農地の出し手と受け手の間に公的機関が仲介することで、安心して農地を借りることができます。詳しくは、公益財団法人「えひめ農林漁業振興機構」にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構
松山市三番町四丁目4番地1（愛媛県林業会館内）
TEL：089-945-1542

【申請（窓口）】

四国中央市農業委員会事務局
四国中央市中之庄町1684-16
TEL：0896-28-6050

3 関連情報

(1) 住宅の確保

農作物の栽培は、常に自然現象に大きく左右されます。適時、適切な栽培管理をしていくためには、できるだけ住居の近くに取得農地があることが望ましいといえます。

住居は、就農希望先の関係機関・団体や就農の世話をしてくれた人などを通じて探したり、なるべく農地と併せて確保したりするなど、地元の人達の協力を得るようにしてください。

なお、公営住宅等は一定の入居条件があります。また、空き家は築後年数にもよりますが予想以上に修繕費がかさむ場合もありますので、注意が必要です。

(2) 就農後の仲間づくり

農業は、会社勤めと異なり、大半の人が家族を単位に経営を行っていますので、家族以外の人と接する時間がサラリーマンより少なくなります。

農業経営を行う上で、情報交換は不可欠であり、自分一人で悩んでいることも他人に相談すれば、いとも簡単に解決策が見つかるということはよくあることです。特に、技術や経営に関しては、そのまま所得に影響しますので、積極的に情報収集に努める必要があります。

情報交換、技術研鑽、自己啓発の場として、次のような組織がありますのでご紹介します。

【青年農業者協議会】

県内には、11の青年農業者協議会があります。

本市には、「四国中央青年農業者連絡協議会」があります。

この協議会活動には、青年農業者OBも共に活動する「果樹部会」「野菜部会」「養豚部会」「養鶏部会」の4つの専門部会があり、視察研修や技術研修などの生産に特化した活動を行っています。

また、地域単位の青年農業者活動として、三島地域には「三島後継者クラブ」、土居地域には「土居町4Hクラブ」があり、青年農業者OBも加わり、地域内交流を深め、視察研修などを行っています。

協議会への加入・詳しい活動内容については、下記の事務局にお問い合わせください。

<主な活動内容>

- ・会員同士の交流や親睦活動による仲間づくり
- ・県内外の視察研修により新技術等情報収集活動
- ・地域特産品等PR活動や消費者等との交流活動
- ・農業技術、経営上の問題点を解決するためのプロジェクト活動

【お問い合わせ先】

東予地方局農業振興課地域農業育成室四国中央農業指導班
四国中央市中之庄町 1684-4
TEL : 0896-23-2394

四国中央青年農業者連絡協議会

四国中央市の若手農家16人が、会員の資質向上や地域農業の活性化に向けた活動を行っています。

①地域貢献活動



市産業祭で、会員が生産した野菜や果樹を対面

ふるさとづくり大会において、「おいしいお茶の入れ方」を消費者へ伝授



市産業祭やふるさとづくり大会等で、さといもや茶、果樹等四国中央市産農産物の魅力を消費者に伝え、地元農産物の消費拡大につなげています。

②土壌分析による施肥改善



会員が栽培するほ場の土壌分析を実施

分析結果を基に来年度の施肥設計を協議



会員が栽培するほ場の土壌分析を実施しています。土壌の物理性や化学性を把握するとともに、分析結果を基に施肥改善を行い、経営改善を図っています。

③専門部会活動



〈果樹部会〉
愛媛果試第48号の根域制限栽培技術について視察

〈野菜部会〉
鹿児島県で、さといもの湛水栽培技術を学ぶ



野菜、果樹、養豚、養鶏の4つの専門部会があります。各部会では、情報交換や視察研修等を行い、技術力の向上を図っています。同じ品目を経営する仲間が集まり、より専門的な知識や技術を習得するために視察研修等を実施し、会員自身の経営に役立てています。

④他地域との交流会や研修会への参加



東予地区の青年農業者と交流・意見交換

専門家を講師に、鳥獣害対策の現地研修を実施



東予地区会員との技術交換や仲間づくりを目的に、交流会を毎年合同で開催しています。

令和7年度は鳥獣害対策の専門家を講師に現地研修を実施し、実践的な捕獲技術を学びました。また、各種研修会に参加し、経営に生かしています。

四国中央市の農業を一緒に盛り上げましょう！
協議会活動に興味のある方はぜひご連絡ください。

問い合わせ先：四国中央農業指導班 TEL：0896-23-2394

【一次産業女子ネットワーク・さくらひめ】

「一次産業女子ネットワーク・さくらひめ」は、生産者同士の意見交換や、経営などのノウハウを学ぶ講座を通して、次世代リーダーの育成や女性の活躍の場の拡大を図るため、農業・林業・水産業などの一次産業に従事する県内若手女性をメンバーとして、2016年6月に発足しました。発足当時26名であったメンバーも現在では170名となり、ネットワークが拡大しています（2026年1月31日現在）。

メンバー：アグレッシブに頑張る県内次世代一次産業女子
ネクストメンバー：女子学生等
サポーター：メンバーの活躍を応援する大学、企業等

メンバーは？

アグレッシブに頑張る県内の次世代一次産業女子

- ・自立した経営を目指している方
- ・本事業に積極的に参加・提案して下さる方
- ・一次産業の魅力を広く情報発信して下さる方
- ・子育てでちょっとお休みの方もOK
- ・Facebook や電子メールを利用される方（予定もOK）
- ・入会費及び年会費等は不要です。 ※退会は自由です。



「さくらひめ」の名称は、県が開発したピンク色のデルフィニウムに由来しています。

活動内容

- (1) メンバーのネットワークづくり
自主的で発展的な輪を広げるための交流会の開催や全国会議への派遣等
- (2) 女子力発揮商品開発プロジェクト
メンバーとサポーター企業のマッチングにより開発した商品等の発信
- (3) 次世代発展リーダーゼミ
経営感覚を身につける講義と作業機械に慣れ親しむ研修会の開催
- (4) 情報発信サイトの構築と情報発信
Facebook・Instagram・Xのページを作成、情報提供やメンバーの活動をPR
- (5) 愛媛の農林水産業の魅力発信や収益性のPR
職業として一次産業を選択する若手女性等の増加を図る

【お問い合わせ先】

愛媛県東予地方局農業振興課地域農業育成室四国中央農業指導班
四国中央市中之庄町 1684-4
TEL：0896-23-2394
愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室
松山市一番町4丁目4-2
TEL：089-912-2253

【さくらひめ四国中央会】

「一次産業女子ネットワーク・さくらひめ」に加入する四国中央市の農業女子で構成し、知識・技術の習得や農業の魅力発信を目的に活動をしています。

〈主な活動内容〉

- ・市内中学校での出前授業開催による農業の魅力発信活動
- ・地域特産品等PR活動や消費者等との交流活動
- ・県内外の視察研修により新技術等情報収集活動
- ・会員同士の交流や親睦による仲間づくり



〈中学校で出前授業〉



〈市産業祭で消費者と交流〉



【お問い合わせ先】

東予地方局農業振興課地域農業育成室四国中央農業指導班
四国中央市中之庄町 1684-4
TEL : 0896-23-2394

【JA各種部会】

主に農業協同組合を単位に、栽培、飼養技術向上を目指す様々な部会があります。構成員は、その作目に取り組む農家の方々に年齢制限はありません。栽培や飼養に必要な技術を時期ごとに研修し、部会全体の技術向上を図ります。また、県内外の先進地視察を行っている部会もあります。それぞれの作目ごとに部会が結成されていますので、加入については最寄りの農協へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

J A うま営農経済部営農指導販売課
四国中央市中之庄町 1684-4
TEL : 0896-24-2311
J A 東予園芸宇摩支部
四国中央市土居町入野 79
TEL : 0896-74-3233



(3) 家族経営協定

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

四国中央市では、21 経営体が協定を締結されています。(R6.3 現在)

【家族経営協定を締結する目的】

わが国の農業は、家族単位で農業を営む家族経営が大宗を占めています。

家族農業経営は、家族だからこそその良い点がたくさんありますが、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。

農業経営を経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても、魅力的でやり甲斐のあるものにするためには、家族みんなが主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備することが重要です。

家族経営協定の締結をきっかけとして、目指すべき農業経営の姿や、家族みんなが意欲的に働くことが出来る環境整備について、家族間で十分に話し合うことが、農業経営の改善につながります。

①まずは家族の話し合い

～家族のみんなて農業・生活の夢を描く～
話し合いの内容

- 計画性のある暮らしと農業
- 休日のある暮らし
- 健康を考えた暮らしと農業
- 報酬の支払える農業経営
- 自由になるお金と時間のある暮らし
- 一人一人が尊重される暮らし
- 老後の暮らし

②対応策を考える

～夢を実現するために現状と意向、対応策を
家族のルールとして考える～

- 家族員の能力に応じた家事と農作業の役割分担
- 報酬の支払い、収益の分担
- 家計費を応分に負担
- 経営・家計移譲の時期と方法
- 夫婦単位での休日のとり方と過ごし方
- 相続の方法と親の老後について

③協定書を結ぶ

～第3者の立会人のもと協定を～
県・市・農業委員会の立会

- 協定内容をきちんと決める
- 世帯員と立会人が協定書に署名捺印
- 協定農家が集まり調印式を行うなど地域ぐるみの取り組みへ発展させる



(4) 農業保険・収入保険制度

①農業保険とは

農業保険は、農業保険法（昭和22年施行）に基づき、国と農業共済組合（NOSA I）によって運営されている公的保険制度であり、国の農業災害対策の柱となっている制度です。

このため、国は掛金の概ね50%（任意共済を除く）を負担しています。

また、万一の大災害の備え、国は農業共済組合との間で再保険を行い、全国的な危険分散を図っているため、安心して加入できる仕組みとなっています。

（「農業災害補償法」は平成30年に「農業保険法」と改称されました）

②農業保険の仕組み

農業保険には、農業経営収入保険（収入保険）と農業共済の2つの仕組みがあります。

「収入保険」は、平成30年の法律改正で新たに導入された仕組みで、自然災害や価格低下だけでなく農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象です。品目の枠にとらわれず、全ての農産物を対象とし、青色申告を行っている農業者が加入できる仕組みとなっています。

「農業共済」は、自然災害や病虫害等によって農業者が受ける収量減少や生産金額の減少等の損失が補償の対象です。農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設、建物及び農機具を対象とし、品目ごとに加入する仕組みとなっています。

農業保険の種類		加入の対象となる品目	補償の対象となる災害
収入保険		農業者が自ら生産し、販売している農産物の販売収入全体	自然災害、不慮の事故、価格低下等による収入減少
農業共済	農作物共済	水稻、麦	風水害、干害、冷害等の自然災害（地震及び噴火を含む）、火災、病虫害、鳥獣害により生じた農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少 ※果樹共済には樹体の損傷を補償する 樹体共済 あり
	果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ*、ぶどう、もも、びわ、かき、くり、キウイフルーツ	
	畑作物共済	大豆、そば、茶、蚕繭	
	家畜共済	乳用牛、肉用牛、牛の胎児、馬、種豚、肉豚	家畜の病気、ケガ、死亡、廃用 ※牛の胎児及び肉豚は死亡のみ
	園芸施設共済	プラスチックハウス、ガラス室、附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用	自然災害、火災、破裂、爆発、外部からの物体の落下、車両等の衝突、病虫害、鳥獣害による損害
	建物共済	建物、建物に付属する設備、建物に付属する工作物、建物に収容されている家具類等	自然災害、火災、落雷、破裂、爆発、外部からの物体の落下、車両等の衝突による損害
	農機具共済	農機具、農機具に接続して使用する附属装置	※建物火災共済は自然災害を除く ※農機具共済は地震等を除く（特約で対応）
	保管中農産物補償共済	建物に保管中の農作物共済、果樹共済、畑作物共済の対象品目で農業者が生産したもの	保管中の自然災害、火災、盗難等による損害、運送中の事故による損害

※ 指定かんきつとは、ぼんかん、はっさく、ゆず、愛媛果試第28号、不知火、清見、日向夏、はるみ、せとか、甘平、河内晩柑です。

※ 建物共済、農機具共済、保管中農産物補償共済には掛金の国庫負担はありません。

農業保険の詳細については、愛媛県農業共済組合（NOSAIえひめ）へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

NOSAI えひめ（愛媛県農業共済組合）本所

〒790-0002 松山市二番町4丁目4-2

TEL(089)941-8135 / FAX(089)941-8178

NOSAI えひめ（愛媛県農業共済組合）東予支所

〒793-0006 西条市下島山甲1324-2

TEL(0897)55-2955 / FAX(0897)56-9650

（5）農業経営サポート制度

【えひめ農業経営サポートセンター】

○設置の目的

えひめ農林漁業振興機構では、農業経営の法人化や経営の改善・強化を希望する意欲ある農業者に対し、財務、労務管理、経営改善など多様な経営課題に適切な助言・指導ができるよう、平成30年4月に農業経営サポートセンターが設置されました。

○経営相談活動の対象

経営相談の対象は、農業経営の法人化に関心のある又は法人化を志向する農業者、経営改善・強化をめざす農業者等。さらに、集落営農組織の設立や法人化を目指す農業者も対象です。

○経営相談の申し出

サポートセンターに相談を希望する場合は、普及コーディネーター（県普及指導員）に連絡してください。相談に要する経費は無料です。

こんなお悩みはありませんか？

- | | |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営を見直し所得を増やしたい | <input type="checkbox"/> 法人化したい |
| <input type="checkbox"/> 経営診断で「経営が見える化」したい | <input type="checkbox"/> 新規事業に取り組みたい |
| <input type="checkbox"/> 販路を拡大したい | <input type="checkbox"/> 人材を雇用し、人手不足を解消したい |
| <input type="checkbox"/> 農業経営を継承したい | <input type="checkbox"/> 新規で農業をはじめたい |

【お問い合わせ先】

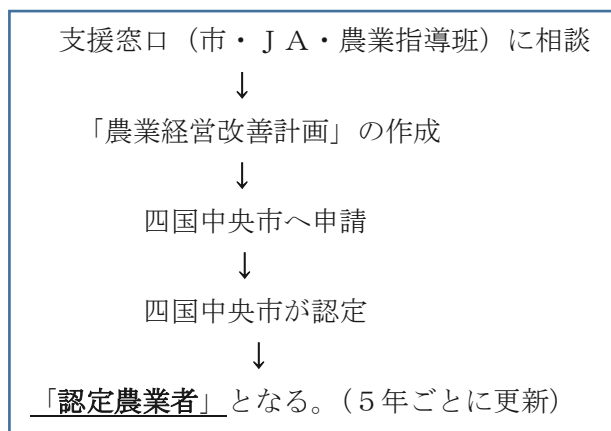
公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構 農業経営サポートセンター

住所：松山市三番町四丁目4番地1（愛媛県林業会館内）

TEL：089-945-1542

(6) 認定農業者制度

認定農業者制度とは、農業者が市の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向かって、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。



※補助事業や融資の多くは、認定農業者が対象となっています。

○主な支援措置

・経営所得安定対策

作物の販売収入では賄えない部分の補てんや、当年産の販売収入が標準収入を下回った場合に減収額を補てんする。

・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

農地取得や施設整備等、経営改善に必要な取組みに要する資金を低利で融通する制度資金

・農業経営基盤強化準備金制度

認定農業者が経営安定のための交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できる。

・農業者年金の保険料支援

月額2万円の保険料のうち、1万円～4千円/月の国庫補助（60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれること その他要件あり）

【四国中央認定農業者等連絡協議会】

当市には、「四国中央認定農業者等連絡協議会」があります。

また、この協議会の中に、「川之江・新宮支部」、「三島支部」、「土居支部」の3つの旧市町単位の組織があり、視察研修など支部ごとに特色のある活動を行っています。

なお、協議会への加入については、下記までお問合せください。

<主な活動内容>

- ・農業経営改善に関する研修、会員の親睦を目的とした情報交換、他団体との交流など
- ・農業技術、経営上の問題点を解決するためのプロジェクト活動

【お問い合わせ先】

東予地方局農業振興課地域農業育成室四国中央農業指導班
四国中央市中之庄町 1684-4
TEL：0896-23-2394

(7) 農産物の販売方法

農産物を消費者に届ける流通ルートを知り、農産物を販売するための方法を考えることも大切です。

一般的な農産物の流通販路は、JAから市場を経由して、消費者の手に渡るルート。

ある程度経営基盤が安定したら、自分で販路を開拓している人もいます。

近年は、流通ルートが多様化し、市場を通さない市場外流通も増え、消費者に直接販売する農産物直売所の利用や、小売業者や仲卸業者との直接取引、インターネット販売、外食産業や食品加工業者の契約栽培農家になるなど、様々な直接販売の方法もあります。

【市内にある主な農産物直売所（産直市）】



ジャジャウマ市

住所：四国中央市中之庄町 1684-4
TEL：0896-23-3377
営業時間：9:00～16:00
定休日：無休、年末年始



おいでや市

住所：四国中央市妻鳥町 1121
TEL：0896-59-6001
営業時間：9:00～16:00
定休日：火曜日、年末年始



楽しみ市

住所：四国中央市土居町入野 79
TEL：0896-75-1950
営業時間：8:30～18:00
定休日：1月1～3日（地方祭10月15日）



IV 参考

【四国中央市の農業概況】

〈位置〉

四国中央市は愛媛県の東端部、四国のほぼ中央に位置し、東は香川県、南東は徳島県、さらに南は四国山地を境に高知県と、四国3県と接している地域です。

東西に約25kmの海岸線が広がっており、東部では日本一の生産量を誇る製紙・紙加工業の企業群が、西部では干拓地や基盤整備水田が広がり、企業と農業が共存する都市近郊地帯を形成しています。

〈気候〉

燧灘に面した平野部は、瀬戸内海特有の温暖・少雨で、年間平均降水量は約1,500mm、年間平均気温は16.0℃と、冬期においても積雪をみることはまれで、台風や洪水、地震などの天災も少なく、気象条件に恵まれています。

この地域の気候の大きな特色のひとつとして、平野部では毎年春先から初夏にかけて、日本三大局地風の一つである「やまじ風」が、法皇山脈の北斜面から燧灘へ周期的に吹きおろし、時には人家や農作物に被害を及ぼすことがあります。

また、法皇山脈と四国山地に囲まれた山間部も、年間平均降水量は約1,700mm、年間平均気温は13.3℃と、瀬戸内海に近く位置しているため比較的温和となっています。冬期には積雪や結氷もみられます。

〈農業の概要〉

農業は、平地水田農業と法皇山系に散在する中山間畑地農業に区分され、農家戸数は2,286戸で、耕地面積は、1,620haです。構成は田1,190a、畑430haとなっています。(2020年農林業センサス、令和6年耕地面積調査)

農業産出額(農業粗生産額)は50.6億円で、米麦6.5億円、野菜22.1億円、果樹5.8億円、茶2千万円、畜産13.1億円となっています。(令和5年農業産出額推計)

法皇山脈の北部、嶺北地域の水田地帯では、県内で生産量1位の里芋をはじめ、山の芋、水稻、柑橘の生産、採卵鶏や養豚の飼養が盛んです。

嶺南地域では、冷涼な気候を生かした山間傾斜地の畑で、深い味わいと香り高い茶やシキミなどの生産が盛んです。



【データでみる四国中央市の農業】

農業就業者数の変移

単位：戸、人

	総人口	総農家数	自給的農家数	販売農家数	基幹的農業従事者数				
					男	女	計	65歳以上	平均年齢
2005年	87,413	3,271	1,485	1,786	1,093	982	2,075	1,501	68.7
2020年	82,754	2,286	1,264	1,022	711	465	1,176	967	71.6

2005年、2020年農業センサスより

認定農業者及び家族経営協定締結農家数

単位：戸、人

	認定農業者数								家族経営協定締結農家数
	総数	基幹作物							
		うち女性	米麦	野菜	果樹	花き	畜産	その他	
2025年	110	5	5	64	18	1	19	3	19

2025年12月現在

※認定農業者数は四国中央市在住者のみ、「うち女性」は代表者が女性の経営体数です。

【愛媛県における過去5年間の新規就農者の動向】

市町別新規自営就農者数(40歳未満)

単位：人

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	過去5年平均 (R1~R5)
四国中央市	1	1	1(1)	0	2	1(1)	1(0.2)
東予計	13(3)	26(11)	15(8)	11(6)	29(14)	18(14)	19(8.4)
中予計	36(20)	27(10)	22(10)	18(9)	28(15)	26(22)	26(12.8)
南予計	34(9)	40(13)	40(16)	36(17)	17(7)	19(6)	33(12.4)
愛媛県	83(32)	93(34)	77(34)	65(32)	74(36)	63(42)	78(33.6)

※表中の()は、新規参入者数を表している。

市町別新規自営就農者数(中高年：40歳以上65歳未満)

単位：人

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	過去5年平均 (R1~R5)
四国中央市	1	0	0	2(2)	1(1)	0	0.8(0.6)
東予計	13(3)	18(12)	15(11)	20(14)	27(13)	11(10)	18.6(10.6)
中予計	16(10)	28(12)	24(14)	30(16)	22(20)	19(18)	24.0(14.4)
南予計	12(2)	16(6)	23(8)	29(10)	12(3)	18(12)	18.4(5.8)
愛媛県	41(15)	62(30)	62(33)	79(40)	61(36)	48(40)	61.0(30.8)

※表中の()は、新規参入者数を表している。

令和6年度青年農業者等動向調査結果より

【四国中央市の安定的な農業経営の指標～所得400万円を目指して～】

効率的かつ安定的な農業経営の指標として、市内で展開している優良事例を踏まえ、主要な営農類型について示します。

(四国中央市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想より抜粋)

【個別経営体】

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+麦+ 里芋	<作付面積> 水稻 3.0 ha 麦 1.0 ha 里芋 0.6 ha <経営面積> 4.6 ha <労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	<資本装備> ・主要施設 機械格納庫兼作業場 1棟 ・主要農機具 トラクター(30PS) 1台 コンバイン(乗用4条) 1台 田植え機(乗用6条) 1台 麦播種機 1台 軽四トラック 1台 マルチャー 1台 動力噴霧機(6PS) 1台 掘り取り機 1台 <その他> ・ライスセンター利用 ・里芋は全期マルチ栽培 ・1ha程度に団地化された農用地	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
水稻+ 露地野菜 (1)	<作付面積> 水稻 2.0 ha 里芋 0.6 ha 山の芋 0.3 ha ブロッコリー 0.1 ha <経営面積> 3.0 ha <労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	<資本装備> ・主要施設 機械格納庫兼作業場 1棟 ・主要農機具 軽四トラック 1台 トラクター(25PS) 1台 田植え機(乗用4条) 1台 コンバイン(乗用2条) 1台 マルチャー 1台 動力噴霧機(6PS) 2台 掘り取り機 1台 移植機 1台 <その他> ・ライスセンター利用 ・里芋は全期マルチ栽培 ・集団化された農用地	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

<p>水稻＋ 露地野菜 (2)</p>	<p><作付面積> 水稻 2.0 ha 里芋 0.3 ha 青ネギ 0.45 ha (0.15 ha×3回転) <経営面積> 2.75 ha <労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人</p>	<p><資本装備> ・主要施設 機械格納庫兼作業場 1棟 ・主要農機具 トラクター(25PS) 1台 田植え機(乗用4条) 1台 コンバイン(乗用2条) 1台 マルチャー 1台 動力噴霧機(6PS) 1台 移植機 1台 掘取機 1台 ネギ調製機 1台 軽トラック 1台 <その他> ・ライスセンター利用 ・里芋は全期マルチ栽培 ・団地化された農用地</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施</p>	<p>・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p>
<p>水稻＋ 里芋＋ 柑橘＋ 花木</p>	<p><作付面積> 水稻 0.6 ha 里芋 0.2 ha 柑橘(温州) 0.5 ha (中晩柑) 0.5 ha 花木 0.2 ha <経営面積> 2.0 ha <労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人</p>	<p><資本装備> ・主要施設 機械格納庫兼作業場 1棟 貯蔵庫(90㎡) 1棟 貯水槽 モノレール スプリンクラー ・主要農機具 トラクター(25PS) 1台 コンバイン(乗用2条) 1台 田植え機(乗用4条) 1台 軽四トラック 1台 動力噴霧機 1台 選果機 1台 <その他> ・集団化された農用地 ・ライスセンター利用 ・里芋は全期マルチ栽培</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p>



<p>施設イチゴ ＋水稲</p>	<p><作付面積> イチゴ 0.2 ha (施設) 水稲 0.3 ha</p> <p><経営面積> 0.5 ha</p> <p><労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 主要施設 機械格納庫兼作業場 1棟 ビニルハウス 2,000㎡ 高設栽培装置 一式 主要農機具 暖房機 2台 トラクター(15PS) 1台 コンバイン(乗用2条) 1台 田植え機(乗用4条) 1台 動力噴霧機(6PS) 1台 軽四トラック 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> イチゴは高設栽培 ライスセンター利用 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
<p>施設トマト ＋施設キュウリ ＋水稲</p>	<p><作付面積> トマト(施設) 0.15 ha キュウリ(施設) 0.07 ha 水稲 0.3 ha</p> <p><経営面積> 0.45 ha</p> <p><労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 主要施設 機械格納庫兼作業場 1棟 ビニルハウス 1,500㎡ 主要農機具 暖房機 2台 軽四トラック 1台 トラクター(20PS) 1台 コンバイン(乗用2条) 1台 田植え機(乗用4条) 1台 動力噴霧機(6PS) 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ライスセンター利用 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
<p>茶業</p>	<p><作付面積> 茶 2.0 ha</p> <p><経営面積> 2.0 ha</p> <p><労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 2人</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> 主要施設 機械格納庫兼作業場 1棟 茶加工施設 1棟 防霜ファン 一式 主要農機具 軽四トラック 1台 茶整枝機 2台 茶摘採機 2台 耕運機 1台 裾刈機 1台 茶加工機械 一式 肥料散布機 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 茶 無農薬栽培、加工販売 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

<p>酪農</p>	<p><飼養頭数> 搾乳牛 25頭 育成牛 14頭</p> <p><作付面積> 飼料作物 2.8 ha</p> <p><経営面積> 2.8 ha</p> <p><労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人</p>	<p><資本装備></p> <p>・主要施設 倉庫(60㎡) 1棟 牛舎(350㎡) 1棟 堆肥舎(185㎡) 1棟 尿溜(93㎡) 飼料タンク 4基 サイロ 3基</p> <p>・主要農機具 トラクター(30PS) 1台 軽四トラック(4WD) 1台 タイヤショベル 1台 動力噴霧機(6PS) 1台 バルククーラー 1台 パイプラインミルクカー他一式</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減</p>
<p>肉牛 (繁殖牛)</p>	<p><飼養頭数> 繁殖母牛 20頭 育成牛(保留候補) 常時4頭 育成子牛(出荷用) 常時9頭</p> <p><作付面積> 飼料作物 2.0 ha</p> <p><労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人</p>	<p><資本装備></p> <p>・主要施設 倉庫(60㎡) 1棟 牛舎(500㎡) 1棟 堆肥舎(100㎡) 1棟 飼料タンク 1基 バンカーサイロ 1基</p> <p>・主要農機具 トラクター(30PS) 1台 軽トラック(4WD) 1台 タイヤショベル 1台 動力噴霧機(6PS) 1台</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減</p>
<p>養豚 (一貫)</p>	<p><飼養頭数> 繁殖雌豚 100頭 繁殖雄豚 10頭 子豚 350頭 肥育 650頭 計 1,110頭</p> <p><労働力> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人</p>	<p><資本装備></p> <p>・主要施設 繁殖豚舎(550㎡) 1棟 分娩豚舎(250㎡) 1棟 肥育豚舎(800㎡) 1棟 子豚育成舎(200㎡) 1棟 堆肥舎(200㎡) 1棟 飼料タンク 4基 コンポ 1基 尿溜(100㎡)</p> <p>・主要農機具 タイヤショベル 1台 自動給餌機 一式 ダンプ(2t) 1台 自動集糞機 一式 動力噴霧機(5PS) 1台</p> <p><その他> 養豚 自動給餌機、高床式豚舎等による労働軽減</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・パート雇用者の確保による労働軽減</p>

<p>養 鶏 (採卵鶏)</p>	<p><飼養頭数> 成 鶏 30,000 羽 育成鶏 15,000 羽</p> <p><労働力> 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人</p>	<p><資本装備></p> <p>・主要施設 倉庫 (100㎡) 1 棟 成鶏舎 (1,100㎡) 1 棟 育成鶏舎 (500㎡) 1 棟 管理舎 (50㎡) 1 棟 鶏糞乾燥施設 (973㎡) 1 棟 鶏糞置場 1 棟</p> <p>・主要農機具 中大雛ケージ 施設一式 成鶏用ケージ 施設一式 空調施設 一式 給餌施設 一式 集卵施設 一式 除糞施設 一式 電気施設 一式 給水器 一式 カーテン施設 一式 ワクチンプレーヤー 一式 洗卵選別機 一式 トラック ショベルローダー 高圧洗浄器</p> <p><その他> 養鶏は機械導入</p>	<p>・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る</p> <p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・社会保険等加入</p> <p>・労働条件の最適化を勧めるため作業環境の改善を図る</p>
----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

【四国中央市の農業支援策】

●四国中央市農業振興支援事業（担い手機械施設等整備事業）

補助対象経費 小規模農業用機械の導入又は農業用施設の整備に要する経費

補助額 補助対象経費の2分の1以内（上限額 30万円）

●四国中央市農業振興支援事業（特産農産物振興事業）

補助対象経費 やまのいもの生産に必要な資材の導入に要する経費

補助額 補助対象経費の2分の1以内（上限額 20万円）

●四国中央市有害鳥獣被害防止対策事業（有害鳥獣被害防止対策事業費補助金）

補助対象経費 有害鳥獣による農作物被害を防止するための侵入防止の用に供する資材等の購入に要する経費

補助額 補助対象経費の2分の1（上限額 5万円）

【関係機関HP】

- ・ J A うま : <http://www.ja-uma.or.jp/>
- ・ J A 東予園芸 : <http://www.toyoengei.jp/>
- ・ 四国中央市役所 : <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>
- ・ 公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構 (えひめ機構) : <https://enk.or.jp/>
- ・ 日本政策金融公庫 : <https://www.jfc.go.jp/>
- ・ 愛媛県農業共済組合 : <http://www.e-nosai.or.jp/>
- ・ 農林水産省 : <https://www.maff.go.jp/>
- ・ 「一農 (いちのう) ネット」 : https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/lnou.html
- ・ 愛媛県庁 「農業」 : <https://www.pref.ehime.jp/shigoto/nogyo/index.html>
- ・ 愛媛で就業「農林水産業まるかじり就業支援サイト」 : <https://ehime-marukajiri.jp/>
- ・ えひめ農業未来カレッジ (愛媛県立農業大学校)
: <http://home.e-catv.ne.jp/ehime-noudai/index.html>
- ・ 一次産業女子ネットワーク「さくらひめ」:
<https://ehime-marukajiri.jp/sakurahime/index.html>
- ・ 愛媛県農林水産研究所 : <https://www.pref.ehime.jp/h35118/1707/siteas/>

【四国中央市関係機関一覧】

名 称	住所及び電話番号
四国中央市農業振興センター (四国中央市農業振興課)	〒799-0422 四国中央市中之庄町 1684-16 TEL : 0896-28-6323 FAX : 0896-28-6126
うま農業協同組合 営農指導販売課	〒799-0422 四国中央市中之庄町 1684-4 TEL : 0896-24-2311 FAX : 0896-24-2622
東予園芸農業協同組合宇摩支部	〒799-0712 四国中央市土居町入野 79 TEL : 0896-74-3233 FAX : 0896-74-6676
株式会社 J A ファームうま	〒799-0724 四国中央市土居町蕪崎 690 TEL : 0896-22-4881 FAX : 0896-22-4882
愛媛県東予地方局農業振興課 四国中央農業指導班	〒799-0422 四国中央市中之庄町 1684-4 TEL : 0896-23-2394 FAX : 0896-24-3697
四国中央市農業委員会事務局	〒799-0422 四国中央市中之庄町 1684-16 TEL : 0896-28-6050 FAX : 0896-28-6126
愛媛県農業共済組合東予支所	〒793-0006 西条市下島山甲 1324-2 TEL : 0897-55-2955 FAX : 0897-56-9650

【あしがき】

「就農」するということは、農業の分野で起業し、「経営者」になること。技術・知識を身につけた上で、実現可能な計画を立てることが大切です。

「認定新規就農者」「認定農業者」になるかどうかに関係なく、自分の農業を成功させるためにしっかりとした生産計画、販売計画、資産計画などを立てて就農しましょう。

就農後も、地域の農家や住民の方々、出荷団体や市等の農業部署との関係を大切に、集落の共同作業や農家の集まりには必ず参加するなど、地域の一員となるという自覚のもと、地域に溶け込みながら、農村社会での生活を送りましょう。

「農業を職業として、人生をかける 決意はあるか？」

改めて自分に問いかけてみてください。

汗水を流しながら、農作業をしている自分の姿が思い浮かびますか？

仲間と農業を語りながら、乾杯している自分の姿が描けますか？

この冊子を手にした方が、遠くない将来に「就農してよかった」と思える日が来ますように



農業は計画的に ～収益の増減がわかる計画づくり～

○計画的農業を行う上で重要な項目

1. 記録する習慣をつける。

会社員であれば組織内で役割分担されていた「生産」「販売・営業」「経理」などの業務を、独立後はすべて一人で行う必要があります。

2. 作業計画と実績のズレは「毎月」チェックする。

作業の遅れ等を都合よく解釈せず、ズレの原因を特定しましょう。

3. 失敗を次の計画に反映させ、優先順位をつけて改善する。

機械の故障や病害虫発生による収量減少などの失敗から学びます。できるところから順に改善していきましょう。

4. 外部のプロの意見を柔軟に取り入れる。

より良い経営を行うためには、過去のやり方に固執して問題点を見過ごさず、篤農家や指導員などプロの意見を柔軟に取り入れましょう。

作物名・出荷先	品種・面積	販売額・所得額(万円)	1月			2月			3月			4月			5月			6月		
			上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
	品種: 600本	販売額 180																		
	栽培面積: 10a	所得額 100																		
	品種:	販売額																		
	栽培面積: a	所得額																		
	品種: 600本	販売額 180																		
	栽培面積: 10a	所得額 100																		
	品種:	販売額																		
	栽培面積: a	所得額																		

※ 3月: トラクター+堆肥+畝立て (3月上旬~中旬)
 ※ 4月: 定植 (3月下旬~4月上旬), 消毒+水やり+誘引 (4月中旬~下旬)
 ※ 6月: 収穫+消毒+誘引 (6月上旬~中旬)
 ※ 7月: 収穫+消毒+誘引 (7月上旬~中旬)
 ※ 10月: 片付け (10月中旬~下旬)

◎改善点(うまくいかなかった理由・病害虫発生状況・病害虫防除対策・雑草対策等)

【目標】	
販売額	万円
所得額	万円

各作物ごとに、①ほ場準備期間、②播種・定植(播種)日、③収穫開始日と終了日、④ほ場片付け期間を記入してください。

<農作業スケジュールの記録例>

